

	新築	増改築	認定を受けた既存住宅の購入
補助制度	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域型住宅グリーン化事業(認定長期優良住宅) 中小工務店等が整備する木造の認定長期優良住宅等について支援【補助限度額】140万円/戸等 ● 市街地再開発事業等 長期優良住宅の整備を含む事業のうち一部の費用について、補助率を引上げ (1/3 → 2/5) ● こどもエコすまい住宅支援事業 子育て世帯等が取得する新築の認定長期優良住宅について支援【補助額】100万円/戸 	<ul style="list-style-type: none"> ● 長期優良住宅化リフォーム推進事業 既存住宅の長寿命化に資するリフォーム等について支援【補助率】補助対象経費の1/3【補助限度額】200万円/戸等 	—
税制特例	<ul style="list-style-type: none"> ● 所得税 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅ローン減税：R4年及びR5年入居については、借入限度額を省エネ基準に適合しない住宅より2,000万円引き上げ(控除期間13年間、控除率0.7%) ・投資型減税：標準的な性能強化標準費用相当額の10%を控除(上限650万円) ● 登録免許税 一般住宅より税率を軽減(保存登記：1.5/1000 → 1.0/1000 等) ● 不動産取得税 一般住宅より課税標準からの控除額を100万円上乘せ ● 固定資産税 1/2減額する期間を一般住宅より2年延長(戸建て5年、マンション7年) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 所得税 標準的な工事費用相当額の10%等を控除 ● 固定資産税 2/3減額(減額期間は1年) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 所得税 住宅ローン減税：借入限度額を省エネ基準に適合しない住宅より1,000万円引き上げ(控除期間10年間、控除率0.7%)
融資	<ul style="list-style-type: none"> ● 【フラット35】S(金利Aプラン)及び維持保全型 フラット35の借入金利を <ul style="list-style-type: none"> ・当初5年間、0.5%引き下げ ・6年目～10年目 0.25%引き下げ ● 金利引継特約付き【フラット35】 住宅売却の際に、借入金利のままで購入者へ住宅ローンの返済を引き継ぐことが可能 ● 【フラット50】 償還期間の上限が50年間。住宅売却の際に、借入金利のままで購入者へ住宅ローンの返済を引き継ぐことが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ● 【フラット35】S(金利Aプラン)及び維持保全型 <同左> ● 金利引継特約付き【フラット35】 <同左> ● 【フラット35】リノベ(金利Aプラン) フラット35の借入金利を当初10年間、0.5%引き下げ ● 【フラット50】 <同左> <p>※いずれも増改築工事を伴う住宅取得時に利用可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 【フラット35】S(金利Aプラン)及び維持保全型 <同左> ● 金利引継特約付き【フラット35】 <同左> ● 【フラット50】 <同左>